

○汚染の除去等の措置（市長が、土壤汚染対策法第7条第1項の規定に基づき、要措置区域について「汚染の除去等の措置」を指示した場合にあっては、（財）日本環境協会の助成制度があります。詳しくは、<http://www.jeas.or.jp/> までどうぞ。）

1 溶出量基準超過の場合

		指示措置	同等の措置
地下水汚染なし		地下水の水質測定	不溶化、原位置封じ込め、遮水工封じ込め、遮断工封じ込め 土壤汚染の除去、地下水汚染の拡大の防止
1種	第2溶出量基準不適合	遮水工封じ込め※ (原位置封じ込め)	土壤汚染の除去、地下水汚染の拡大の防止
	第2溶出量基準適合	遮水工封じ込め (原位置封じ込め)	土壤汚染の除去、地下水汚染の拡大の防止
2種	第2溶出量基準不適合	遮水工封じ込め※ (原位置封じ込め)	遮断工封じ込め、土壤汚染の除去、地下水汚染の拡大の防止
	第2溶出量基準適合	遮水工封じ込め (原位置封じ込め)	不溶化、遮断工封じ込め、土壤汚染の除去、地下水汚染の拡大の防止
3種	第2溶出量基準不適合	遮断工封じ込め	土壤汚染の除去、地下水汚染の拡大の防止
	第2溶出量基準適合	遮水工封じ込め (原位置封じ込め)	遮断工封じ込め、土壤汚染の除去、地下水汚染の拡大の防止

※第2溶出量基準不適合の土地について、遮水工封じ込め又は原位置封じ込めを行う場合は、不溶化又は原位置浄化を行い、第2溶出量基準に適合させた上で行う必要がある。

2 含有量基準超過の場合

		指示措置	同等の措置
砂場等		土壤汚染の除去	舗装、立入禁止
盛土では支障がある土地		土壤入換え	舗装、立入禁止、土壤汚染の除去
それ以外		盛土	舗装、立入禁止、土壤入換え、土壤汚染の除去